

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 10 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 141 号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成 18 年岩手県規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 の 56 の項及び 57 の項を次のように改める。

56 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の施行に関する事務	第 8 条第 1 項本文	工事の許可（造成面積が 4 ヘクタールを超えるものに限る。）	○	○		○			○		○	○		
	第12条第 1 項	工事の計画の変更許可	○	○		○			○		○	○		
	第12条第 2 項	軽微な変更の届出の受理	○	○		○			○		○	○		
	第13条	工事の完了の検査及び検査済証の交付（造成面積が 4 ヘクタールを超えるものに限る。）	○	○		○			○		○	○		
	第14条（第 5 項を除く。）	監督処分（造成面積が 4 ヘクタールを超えるものに限る。）	○	○		○			○		○	○		
	第15条	届出の受理	○	○		○			○		○	○		
	第16条第 2 項及び第 21条第 2 項	必要な措置についての勧告	○	○		○			○		○	○		
	第17条第 1 項及び第 2 項並びに第22条第 1 項及び第 2 項	改善命令	○	○		○			○		○	○		
	第18条第 1 項	立入検査	○	○		○			○		○	○		
	第19条	報告の徴取	○	○		○			○		○	○		
57 宅地造成等規制法施行細則（昭和42年岩手県規則第75号）の施行に関する事務	第 6 条、第 9 条（第 13条において準用する場合を含む。）並びに第12条第 2 項及び第 3 項	届出の受理	○	○		○			○		○	○		
	第11条第 2 項及び第 3 項	一部完了検査及び宅地造成工事一部完了検査済証の交付	○	○		○			○		○	○		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。